

1 予見可能性と結果回避義務との関係

2 自動運転化のためには

A 道交法を

a1 詳細に規則・政令に落とし込む

a2 改正する

B 道路環境を整備する

# 自動運転のプロムラミングのあるべき 基本姿勢

結果回避義務と予見可能性は相関関係にある（最高裁の基本的姿勢）

結果回避義務の違反の程度が著しい時は予見可能性は肯定され易く、過失責任が認められ易い

結果回避義務の違反の程度が軽微の時は予見可能性は否定され易く、過失責任が認められ難い

つまり結果回避義務の有無・程度から検討するのが実務

逆に言えば、

予見可能性がなかった場合とは、結果回避義務を十分に尽くしたにも関わらず、 ⇒ 事故が起きたとき

予見可能性があった場合とは、結果回避義務を疎かにしてしまったからこそ、 ⇒ 事故が起きたとき

と概ね言える

そして、結果回避義務を具体的に書いている法令こそ、「**道交法**（その他関係法令）」である

よって、

道交法に遵守した走行が可能となるようにプログラムを作成しておけば、

仮に、事故が起きても、開発者は、基本的には刑事責任を問われない

と大まかには言える

# 道交法 38条 1項前段の問題と解決方法

要件1 横断しようとする歩行者又は自転車（以下「歩行者等」）が、

要件2 **いないことが明らかな場合を除き、**

効果 横断歩道の直前（停止線があるときは停止線の直前、以下「横断歩道等」）で、

**停止することができるような速度で進行しなければならない**

**自動運転化にあたっては、「いないことが明らかな場合」に当たらない場合について**

**道交法の下位の法令である規則・政令に具体例を落とし込むことが不可欠である**

## 政令●条

法38条1項前段で定める「横断しようとする歩行者又は自転車がないことが明らかな場合」と言えない場合とは、次の掲げるものとする。

1号 横断歩道等の入口に歩行者等が立っているが、車の通過を待っているのか、人を待っているのか又は横断をしようとしているのか不明である場合

2号 横断歩道等の入口に駐車車両、電話ボックス、看板、塀等の障害物があり、そのかげから歩行者等の横断が予想される場合

3号 道路の中央に街路樹があり、その横断歩道等の右側部分が見とおせないため、そのかげから歩行者等の横断が予想される場合

4号 雨降りの夜などで、街灯がなく暗いため横断歩道等を歩行者等が横断しようとしているかどうか不明の場合

5号 見とおしのきかないカーブの先のかげに設けられている横断歩道等に接近する場合

# 38条1項前段が問題となる具体的な場所の例

## 遮蔽物としての塀の存在



# 38条1項前段が問題となる具体的な場所の例

## 曲がり角



# 道交法36条・42条問題と解決方法

## 見通しの悪い交差点

道交法36条2項・3項、同法42条1号は、非常に問題の多い条文である。実務上、良く争われる箇所である。条文を素直に読めば

### 要件 **左右の見通しの悪い**

交通整理の行われていない交差点(十字路だけでなくT字路も含む)では、自車の通行している進路が、優先道路(注①)であるときを除き、通行道路と交差道路との**広狭如何に関わらず、**

注1「優先道路」とは、優先道路との標識があるとき、又は、中央線や車両通行帯が交差点内の路面に表示されている道路

効果 **徐行(時速10km前後)**しなければならない。

### 実務上の扱い

しかし、現実には、自車の通行道路が交差道路よりも明らかに広いときは、徐行しないで事故を起こしても起訴猶予になるか、仮に、起訴されても罰金刑が多いようである。しかも、「明らかに広い」の意味が、交差道路よりも2倍以上広ければOK、1.5倍以下なら×、1.5倍と2倍の間では裁判例が分かれる

### 解決方法

道路環境の整備しか方法がないのではないか。つまり、全ての交差点において、優先道路の標識をつけるか又はいずれ一方の道路に必ず中央線や車両通行帯を路面に表示する

# 道交法36条・42条問題と解決方法



進行車線と左方交差道路との路幅割合  
(但し交差道路については隅切りを入れない)  
24対18 つまり、1.33倍

徐行義務あり???



進行車線と右方交差道路との路幅割合  
(但し交差道路については隅切りを入れない)  
24対15 つまり、1.6倍

徐行義務なし???

徐行義務あり???

# 道交法70条問題と解決方法

「車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない」

⇒ その趣旨は、  
事故は、道路状況や道路環境によって千変万化であるから、70条以外の個別的な義務規定だけでは全てを賄いきれないものがあるので、最後の切り札として設けられたもの。そのため、

**非常に抽象的な規定**となり  
**法案の審議段階でも種々議論**されたところである。

## 解決方法

道交法を改正するしか方法はないのではないか????

では、どう改正するか。現時点では、今後、さらに議論を深めていく必要があるという問題提起に留めておきたい。